

第五次宜野湾市行財政改革大綱

平成 23 年 3 月

宜野湾市

【 本文目次 】

・ 基本方針及び計画期間 . . . P1

・ 重点項目・推進項目 . . . P2

- 1 . 市民と行政のパートナーシップの確立 . . . P2
- 2 . 公正の確保と市民に開かれた行政運営 . . . P2
- 3 . 電子自治体の推進 . . . P3
- 4 . 質の高い公共サービスの確保と効果的な民間活力の活用 . . . P3
- 5 . 定員・給与の適正化及び行政ニーズに対応した組織体制の構築 . . . P3
- 6 . 人材育成の推進 . . . P4
- 7 . 健全な財政運営の確保 . . . P4

・ 大綱に基づく実施計画の策定 . . . P5

・ 計画の推進体制 . . . P5

．基本方針及び計画期間

1．行財政改革の基本方針

憲法及び地方自治法では、「地方自治の本旨¹」である「住民自治²」と「団体自治³」の原則を保障しています。第五次行財政改革大綱では、「住民自治」実現の観点から本市の行財政運営に対する市民参加をさらに拡充し、「団体自治」実現の観点から自主的・主体的に行財政改革を行います。以下3つの基本方針を掲げて取り組みます。

(1)市民と協働で取り組む行財政改革

本市のまちづくりにおける最上位計画である第三次宜野湾市総合計画では、将来都市像を『市民が主役の「ねたて」の都市・ぎのわん』としています。

第五次行財政改革大綱では、「市民が主役の市政」を実現すべく、市民と行政のパートナーシップを確立し、市民と行政が協働して行財政改革を行っていくことをめざします。

(2)自主的・主体的に取り組む行財政改革

これまでの行財政改革は、国の指針等に沿った形で行われてきましたが、本来、行財政改革は、各地域の実情に応じた取り組みがなされるべきと考えます。

本市の行財政改革は、国の行革方針、地方分権・地域主権改革の動向等に留意しつつ、第三次宜野湾市総合計画に基づき、市民と行政のパートナーシップの下、自主的・主体的に取り組んでいきます。

(3)市民の福祉とくらしを守るための行財政改革

自治体の最大の仕事は、市民の福祉とくらしを守り、向上させることです。第五次行財政改革大綱における行財政改革の様々な取り組みは、その効果が市民や地域に還元でき、より良いまちづくりのための施策を数多く実施できるように、効果的・効率的な行政体制・組織体制の構築及び健全な財政運営の確保をめざします。

2．計画期間

平成22年度は第四次行財政改革大綱の取り組みを継続しながら、評価・総括期間としました。

第五次行財政改革大綱の計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とし、計画終了年度の平成27年度は、評価・総括も行います。

．重点項目・推進項目

上記基本方針に基づき、7本の重点項目とその下に16本の推進項目を掲げて、行財政改革に取り組みます。

1．市民と行政のパートナーシップの確立

市民の行政への参加を促し、市民と行政が協働して行政運営に取り組んでいくことが市政運営全体の活性化につながるため、市民と行政のパートナーシップの確立をめざします。

(1)民意を適切に反映させた行政運営

市民と行政のパートナーシップを確立するためには、市民の意見を行政運営に適切に反映させるための制度が不可欠です。

限られた人員・財源のもとであっても、市民サービスを向上させる新たな施策を実施するためには、社会情勢の変化に伴って必要性が小さくなった事務事業や市民サービスへの貢献度が少ない事務事業等について、市民の意見を反映させながら整理・縮小していくことも必要です。

(2)市民協働・地域協働の推進

市政運営全体の活性化や底上げのため、市民協働・地域協働の取り組みをさらに強化・推進し、NPO⁴等市民団体の育成・支援や将来的には自治基本条例⁵の制定等ができるように早急に取り組みます。

2．公正の確保と市民に開かれた行政運営

市民からより一層の信頼を得て、パートナーシップを確立する上でも、引き続き行政運営における公正の確保と市民に開かれた情報の提供に努めます。

(1)公正な契約制度の確保

引き続き入札及び契約における公正の確保に努めます。

(2)情報公開の推進

市民と行政のパートナーシップを確立するためにも、個人情報の適切な保護に十分配慮しつつ、市民にとってよりわかりやすい情報の提供に努めます。

3．電子自治体⁶の推進

(1)電子自治体の推進

IT関連業務の包括的アウトソーシング⁷を前提として、平成21年度に策定した電子自治体推進計画に基づき、行政事務運営の効率化及び市民サービス向上に向けて引き続き電子自治体を推進します。

4．質の高い公共サービスの確保と効果的な民間活力の活用

引き続き事務事業の改善・見直しに向けて取り組み、公において責任を持つべき事業・施設と民間活力の活用が可能な事業・施設を見極めながら、より一層の効果的・効率的な行政運営をめざします。

(1)事務事業の改善・見直し

業務マネジメントシステム⁸の活用・定着化により、各職場において事務事業の改善・見直しが継続的に行われるようなPLAN(計画)・DO(実行)・CHECK(評価)・ACTION(改善)のサイクル(PDCAサイクル)を確立します。事務事業の改善・見直しを行いながら、さらなる窓口サービス・市民サービスの向上をめざし、引き続き市民サービスステーション⁹の実現に向けて取り組みます。

(2)民間活力の適切な活用

民間活力の活用により、経費の節減合理化といった行政運営の効率化だけでなく、市民サービスの向上につながる事業・施設等については、さらなる民間委託や指定管理者制度¹⁰の導入等を検討・推進します。

5．定員・給与の適正化及び行政ニーズに対応した組織体制の構築

引き続き定員管理の適正化に努めながら、可能な限り必要な部門の体制強化・補強を図り、行政に対する市民ニーズに適確に対応できる組織体制の構築に取り組みます。

(1)定員管理の適正化

宜野湾市定員適正化計画¹¹は平成22年度までですが、増大する行政へのニーズや社会・経済情勢等の動向も勘案しながら、事務事業の改善・見直しや民間委託の推進等によって、引き続き定員管理の適正化に努めます。一方で、定員適正化の中でも市民サービスを低下させないため、臨時・嘱託員の適正な配置を行います。

(2) 給与の適正化

退職手当制度や特殊勤務手当等の見直し等、職員給与の適正化を引き続き検討します。

(3) 行政ニーズに適切に対応するための組織体制の構築

今後もヒアリングや現場確認等を綿密に行い、システム化や民間委託等により行政運営の効率化や市民サービス向上につながる業務については、積極的にアウトソーシングを実施していくとともに、各年度の各部署における市民ニーズ・業務量・業務対応の緊急性等の正確な把握に努め、組織体制の継続的な見直しを行います。

6．人材育成の推進

(1) 人材育成の推進

本市の自主的・主体的な行政運営能力の向上、市民サービスの一層の向上のためにも、「宜野湾市職員人材育成基本方針」に基づき、職員のさらなる能力開発・向上に取り組めます。

7．健全な財政運営の確保

健全な財政運営を確保することが、市民サービスの維持・向上につながるため、引き続き一定の財源確保を図り、経費の節減合理化等適正な予算執行に努めます。

(1) 自主財源等歳入の確保

適正課税を実施し、市税を中心とする自主財源の確保に努めるほか、既存の市内企業の育成・支援をはじめ、新たな企業誘致による税収増や市管理媒体への広告掲載の推進などにより、新たな財源確保にも取り組めます。

(2) 経費の節減合理化等適正な予算執行の確保

引き続き業務マネジメントによる事務事業の改善・見直しや電子自治体の推進による業務効率化等に取り組み、歳出面における経費の節減合理化に努めます。増大する市民ニーズに対応して、社会情勢の変化に伴って必要性が小さくなった事務事業や市民サービスへの貢献度が少ない事務事業（特に経常事業）の見直し・整理も検討します。また、宜野湾市地球温暖化防止実行計画（平成 19 年 12 月策定）に盛り込まれている公共施設における太陽光発電や省エネルギー型の空調システム、照明機器の採用等、エコ自治体推進の観点から公共施設におけるエコ設計・維持管理を進めます。

(3)特別会計及び公営企業における健全な財政運営の確保

特別会計については、国保特別会計・下水道特別会計等の財政健全化を図り、一般会計からの繰出金抑制に努めます。公営企業会計については、予定されている制度改革に向けた取り組みを行い、情報の開示と透明性を高め、引き続き健全な経営が継続できるように取り組みます。

(4)使用料・手数料の適正化

歳入の確保が課題となる中、使用料・手数料等の応分の受益者負担を求めることが必要であり、本市の使用料・手数料を洗い出し、適正な額への見直しを行います。

(5)補助金・負担金の見直し

補助金・負担金については、見直しのための検討委員会を設置し、市民団体の運営に支障を来さないよう、それぞれの目的・効果・必要性を検証しながら、時代のニーズに合致しなくなると判断される補助金・負担金等は見直します。

また、本市から国の外郭団体等に支払われている負担金についても、必ずしも法令等で義務付けされていないものは、必要性や効果等を再検証した上で見直しを行います。

・大綱に基づく実施計画の策定

「第五次宜野湾市行財政改革大綱」を計画的に推進するため、「第五次宜野湾市行財政改革実施計画」を策定し、大綱で示した重点項目・推進項目に基づき、具体的な実施項目を設定します。

実施計画の策定にあたっては、本市の実情に則した実施項目を打ち立て、行革効果も金額で一律に算出するといった手法ではなく、わかりやすく説明できる指標を設定し、進捗管理を行っていきます。

・計画の推進体制

第五次行財政改革大綱における行財政改革の取り組みを着実に進めていくためには、各実施項目の行革指標や目標数値を明確に設定する必要があります。その上で、各担当部署及び行政改革室において、毎年度進捗状況を把握・確認し、計画期間内に一定の成果が出せるよう取り組みます。

進捗状況については、行財政改革推進本部会議¹²及び行財政改革委員会¹³に報告し、市報やホームページ等で市民に公表します。

【追記 第五次宜野湾市行財政改革大綱策定にあたって】

・ 本市における行財政改革取り組みの経緯・・・P7

・ 本市を取り巻く社会的背景と行財政改革の位置付け・・・P8

1. 本市を取り巻く社会情勢の動向・・・P8
2. 本市の財政状況の概要・・・P8
3. 国及び沖縄県における地方行革の方針等・・・P9
4. 第三次宜野湾市総合計画での行財政改革の位置づけ・・・P10

・ 第五次行財政改革大綱策定にあたっての課題整理・・・P10

1. 民意の反映と市民協働の取り組み・・・P11
2. 公正な契約制度の確保及び情報公開のさらなる推進・・・P11
3. 電子自治体のさらなる推進・・・P11
4. 業務マネジメントの確立、適切なアウトソーシングの推進・・・P11
5. 定員管理の適正化と効果的・効率的な組織体制の構築・・・P11
6. 人材育成の必要性・・・P12
7. 歳入の確保と適正な予算執行の確保・・・P12
8. 行革項目及び行革効果額・行革指標の設定方法・・・P12

【用語解説】・・・P13

・本市における行財政改革取り組みの経緯

1．昭和 61 年 6 月 宜野湾市行政改革大綱（昭和 61 年度～）

自らの行政運営のあり方を検討し、長期的展望に立った計画的運営を行う必要性を示した最初の行革大綱です。

（主な取組内容）

事務事業の見直し

補助金等の見直し、使用料・手数料の見直し

組織・機構の見直し（平成元年度の公共施設管理公社の設立等） 等

2．平成 10 年 5 月 宜野湾市第二次行財政改革大綱（平成 10 年度～14 年度）

引き続き事務事業の見直しをはじめ、組織・機構の改革、定員・給与の適正化、行政の情報化、経費の節減合理化・財政の健全化等を念頭に、6本の重点項目、21本の実施項目を設定し、行財政改革に取り組みました。

（主な取組内容）

休日勤務の代休措置制度、週 1 回ノー残業デーの定着化

経常経費節減のための統一マニュアルを作成（消耗品の節減、節電・節水等）

定員適正化の実施による人件費の抑制（4年間で12名の減員）

組織・機構改革の実施（平成 14 年度） 等

3．平成 15 年 8 月 第三次宜野湾市行財政改革大綱（平成 15 年度～17 年度）

基本理念を「主体性、創造性、効率性を重視した住民ニーズに応える行政運営」とし、地方分権や広域行政に主体的に対応できる運営体制の構築、行財政運営の効率化、新たな行政課題に対応できる執行体制の確立等をめざし、9分野 59 本の実施項目を設定しました。

（主な取組内容）

職員研修計画の策定

行政情報化整備事業実施計画の策定

ごみ袋の有料化

経常経費節減目標値の設定 等

3年間の行革効果額として、4億9百万円余りを計上

4．平成 18 年 6 月 第四次宜野湾市行財政改革大綱（平成 18 年度～21 年度）

第三次行財政改革大綱の期間中、総務省より「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成 17 年 3 月）が示され、各自治体において、集中改革プランや 4.6%以上の定員純減が要請されたため、平成 18 年 3 月に「宜野湾市集中改革プラン（素案）」を策定しました。

これに沿った形で、平成 18 年 6 月に 8 本の重点項目を掲げた「第四次宜野湾市行財政改革大綱」を策定し、これを受けて、具体的な取組内容である 53 本の実施項目を設定した「宜野湾市行財政改革推進計画」を平成 19 年 3 月に策定し、行財政改革の取り組みを行いました。

(主な取組内容)

市民サービスステーションの整備

業務マニュアルの整備

行政情報化整備事業による包括的アウトソーシングの実施

定員適正化計画の実施による人件費の抑制(4年間で22名の減員)

市税徴収率の向上

等

4年間の行革効果額として、7億4千7百万円余りを計上

・本市を取り巻く社会的背景と行財政改革の位置付け

1. 本市を取り巻く社会情勢の動向

一昨年以来の世界的金融危機や急激な円高の進行等により、近年の社会・経済情勢は悪化しており、本市においても、特に生活保護世帯の大幅な増加をはじめ、セーフティネット部門に対する市民のニーズが大きく増加している状況です。また、保育や子育て支援の必要性も高まっており、本市でも保育関連業務や政府によるこども手当新設等による業務増が見られ、子育て支援部門に対する市民ニーズの増加も大きくなっています。

また、政府の緊急経済対策事業の実施等も含めて、雇用・失業対策の必要性も高まっているほか、多重債務問題等の消費生活相談も増加している状況です。

これら以外にも、市民の行政に対するニーズは増加・多様化しており、本市を含めて各地方自治体には、行政ニーズに適確に応えるための効果的・効率的な行財政運営が強く求められている状況です。

2. 本市の財政状況の概要

平成 21 年度普通会計¹⁴決算の概要(財政課作成)によると、本市の歳入については、市税徴収率が平成 17 年度の 83.3%から平成 21 年度には 88%まで改善されており、地方税収入額も平成 17 年度の約 73 億 8 千万円から平成 21 年度には約 88 億円、計 14 億円以上伸ばしています。また、平成 16 年度に滞納整理班を設置したことにより、平成 15 年度の収入未済額 15 億 5 千万円余りが平成 21 年度には 10 億 8 千万円余り、計 5 億円近く縮減しています。

しかし、社会・経済情勢の悪化等により、扶助費を含む民生費¹⁵は平成 17 年度の約 86 億 1 千万円から平成 21 年度には約 107 億 3 千万円まで増加しています。また、団塊世

代等の大量退職の時期を迎えたことで人件費の支出も伸びており、平成 18・19 年度の約 49 億円から平成 21 年度には約 53 億 4 千万円となっています。

その結果、自治体の財政構造の弾力性を示す¹⁶経常収支比率は、平成 17 年度 84.7%であったものが、平成 21 年度には 90.2%となっています。

3. 国及び沖縄県における地方行革の方針等

(1) 総務省関連

「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成 17 年 3 月)
各自治体に 4.6%以上の定員削減や集中改革プランの策定等を要請

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(行政改革推進法)の制定(平成 18 年 6 月)

同法第 55 条において、各自治体に 4.6%以上の定員純減を行うことをはじめ、行政改革を推進することを義務付け

「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(平成 18 年 8 月)
5 年間で国家公務員の定員純減(5.7%)と同程度の純減を図り、定員純減を平成 23 年度まで継続すること等を示す。

「平成 21 年地方公共団体定員管理調査結果」(平成 22 年 2 月)

各自治体における集中改革プランの一定の進捗や定員削減による厳しい状況も踏まえ、「地域主権を確立するためには、今後も自主的に行政改革に取り組むことが重要と考えられる。各地方公共団体においては、引き続き住民への説明責任を果たしながら、地域の実情に応じて、適正な定員管理の推進に配慮してほしい。」としている。

(2) 内閣府関連

「地方分権改革推進委員会」の設置(平成 19 年 4 月)

平成 21 年 11 月までに 4 次にわたる勧告を行い、「基礎自治体への権限移譲の推進」、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」、「地方税財政の再構築」等の内容を提言。

「地方分権改革推進計画」を閣議決定(平成 21 年 12 月)

「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」等を主な内容とする。

「地域主権戦略大綱」を閣議決定（平成 22 年 6 月）

国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを前提に、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねること等を理念とし、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」、「基礎自治体への権限移譲」等を柱として、地域主権改革に取り組むことを示す。

(3)新沖縄県行財政改革プラン（平成 22 年 3 月策定）

沖縄県における厳しい財政状況、分権型社会への展望等を踏まえて、「県民とともに将来への責任を果たす行政体制の整備と財政基盤の確立」を基本理念とし、平成 22 年度から 25 年度までを期間として策定されました。

この中では、「県民視点による事業棚卸しの導入」や「市町村への権限移譲の推進」といった項目も盛り込まれています。

4．第三次宜野湾市総合計画での行財政改革の位置づけ

平成 18 年度に策定された第三次宜野湾市総合計画では、将来都市像を『市民が主役の「ねたて」の都市・ぎのわん』とし、それを実現するための 5 つの基本目標を定めていますが、その基本目標を推進するため、序章「計画推進のために」が設けられています。

その中には、電子自治体の推進、効率的・効果的な行財政の確立、広域行政の推進といった施策があります。特に、行財政改革に関する 〃 等の総合計画の指針を具体化するための個別計画が行財政改革大綱です。

第三次宜野湾市総合計画前期基本計画は、平成 22 年度で期限を迎えますが、策定が進められている後期基本計画の中でも、行財政改革の取り組みは引き続き重要な施策として位置付けられると考えられます。

．第五次行財政改革大綱策定にあたっての課題整理

平成 21 年度に期限を迎えた第四次行財政改革大綱及び推進計画の評価・総括を行ったところ、53 本の実施項目中、「実施等」に至った項目は 44 本（83%）となっていますが、「検討」や「具体的取組みなし」の項目や成果が十分に出なかった項目等については、引き続き取り組まなければなりません。また、評価・総括では、国の指針等により集中改革プランの策定が義務付けられ、全国一律の基準で定員削減を実施したことなどによる問題をはじめ、以下のような 8 つの課題も指摘されており、これら課題の改善に向けて努力していく必要があります。

1．民意の反映と市民協働の取り組み

第四次行財政改革大綱の計画期間中、行政運営に民意を反映させるためのパブリック・コメント制度¹⁷はほとんど取り組まれておらず、審議会・委員会への公募による一般市民の登用についても、4年間で実施されたのが、地域福祉計画策定における市民会議への公募のみです。

また、市民協働・地域協働の推進については、自治基本条例（協働・参画）の制定に向けての取り組みがほとんど進捗できませんでした。

2．公正な契約制度の確保及び情報公開の更なる充実

公正な契約制度の確保には、引き続き取り組みますが、国・県から指導を受けている総合評価方式¹⁸については、その実効性が乏しいため、今後も県などを通して制度の見直しを提言する必要があります。

また、行政運営に対する民意の適切な反映や市民協働の取り組みを進めていくため、今後も市民にとってわかりやすい情報の提供に努めていく必要があります。

3．電子自治体のさらなる推進

電子自治体の推進によって、事務事業の改善・見直しや効果的・効率的な組織体制の構築も可能となり、より一層の市民サービス向上にもつながるため、電子自治体の取り組みをさらに推進していく必要があります。

4．業務マネジメントの確立、適切なアウトソーシングの推進

本市においては、退職者の増大による職員の大幅な入れ替えが行われており、平成21年度の退職者数が全職員数685名に対して56名（8.2％）に達し、平成22年度には全職員数680名に対してさらに47名（6.9％）が退職する予定です。この大幅な職員の入れ替えに対応するため、業務マネジメントシステムを活用し、業務ノウハウや実績等を効果的・効率的に後任者に引き継げるようにしなければなりません。また、業務マネジメントを確立し、各職場における業務の一連の流れ（PDCAサイクル）を有効に管理し、事務事業の改善・見直しが継続的に行われる必要があります。

さらに、行政へのニーズの高まりや各職場における業務量の増大等に対応して、市民サービスの向上、行政運営の効率化等につながる業務・施設については、引き続き民間委託や指定管理者制度の導入などを検討していく必要があります。

5．定員管理の適正化と効果的・効率的な組織体制の構築

平成17年11月に策定した宜野湾市定員適正化計画は、平成22年度までに職員数を5％削減する計画（707名→672名）であります。平成22年度現在の進捗状況は27名の減員（680名、3.8％）となっています。今後も引き続き定員管理の適正化に努

めていかなければなりません。定員適正化を行う中で、臨時・嘱託員といった非常勤職員の全職員に占める割合は、平成22年9月現在で約47.5%にも達しています。

また、定員適正化の一方で、行政に対する市民のニーズは増加の一途をたどっているため、限られた定員の範囲内で、効果的・効率的な組織体制を構築していかなければなりません。

6．人材育成の必要性

市民ニーズが増大し、行政運営における各地方自治体の自主性・主体性が求められる現在、職員のさらなる能力開発・向上は不可欠であり、今後とも取り組みを継続または強化していく必要があります。

7．歳入の確保と適正な予算執行の確保

の2「本市の財政状況の概要」のとおり、本市の税収は伸びているものの、歳出面で社会・経済情勢の悪化等による扶助費を含む民生費や大量退職の時期を迎えたことで人件費も伸びている状況です。

このような状況でも、市民サービスを維持・向上させていくためには、引き続き一定の財源確保を図ると同時に、経費の節減合理化等適正な予算執行に努めなければなりません。

8．行革項目及び行革効果額・行革指標の設定方法

第四次行財政改革大綱及び推進計画の評価・総括では、行革の実施項目が「範囲外」（今後は行革項目としてなじまない、またはその他の理由により、第五次行財政改革大綱からは除外するもの）とされたり、行革効果額を算出したものの、全体の合計額に計上することは適当ではないとされたものがありました。

【用語解説】

1 地方自治の本旨

日本国憲法第 92 条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」とし、地方自治法第 1 条では、「この法律は、地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め」としている。

この「地方自治の本旨」については、地方自治の考え方が民主主義と地方分権（自由主義）の要請が結合されてできていると考えられることから、「住民自治」と「団体自治」の 2 つの要素からなるとするのが一般的な考え方である。

2 住民自治

日本国憲法第 92 条や地方自治法第 1 条に規定される「地方自治の本旨」の要素の 1 つであり、その地域における統治が、その地域の住民または代表者の意思に基づいて行われることを意味する。

3 団体自治

日本国憲法第 92 条や地方自治法第 1 条に規定される「地方自治の本旨」の要素の 1 つであり、国から政治的に独立した法人格を持った一定の地域を基礎とする団体が、その地域における公共の事務を自らの意思と責任に基づいて行うことを意味する。

4 N P O (Non-Profit Organization)

福祉・医療、環境保護、文化・芸術の振興、まちづくり等の分野で活動する、私的利益を目的としない民間の非営利団体・組織のことである。

5 自治基本条例

自治基本条例は、一般的に地域課題への対応やまちづくりについて、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくのかを文章化したもので、自治体の基本ルールを定めた条例といわれる。多くの自治体では、情報の共有や市民参加・協働などの自治の基本原則、自治を担う市民、首長・行政等のそれぞれの役割と責任、情報公開、計画・審議会等への市民参加や住民投票など、自治を推進する制度について定めている。

平成 13 年 4 月に施行された北海道ニセコ町の「ニセコ町まちづくり基本条例」が最初といわれている。その後制定する自治体が急速に増えており、現在もなお制定に向けて検討を行っている自治体が多い。

6 電子自治体

地方自治体が IT を活用し、住民の利便性・満足度の向上、行政事務運営の効率化などを実現するための取り組みをいう。

7 IT 関連業務の包括的アウトソーシング

以前は、本市の情報システムの導入及び保守・運用は、各担当部署と情報政策部門の職員が行っていたが、コストもかかり、職員の大きな負担にもなっていた。

そのため、平成 17 年度からの行政情報化整備事業により、全庁における情報システムの統合と再構築、システムの運用・保守等の包括的な外部委託を実施した。これにより、情報システム全体の最適化や運用コストの低減化が図られ、効率的な行政事務運営が可能となっている。

第 1 次包括的アウトソーシングは、平成 17 年度から平成 23 年度までであるが、現在第 2 次包括的アウトソーシングの実施に向けて取り組んでいるところである。

8 業務マネジメントシステム

業務マネジメントシステムは、PLAN(計画)・DO(実行)・CHECK(評価)・ACTION(改善)のサイクルに合わせて、基本情報シート、基本フロー(業務マニュアル)、データシート(予算・決算、人的投入工数、指標・目標値等の確認)

意思決定シート(前年度指示内容と達成度の確認、業務状況の再点検による問題点・課題等の洗い出し、それに対する改善提案・所属長意見)に分かれている。各部署において、～のシートへ入力を行うことによって、業務マネジメント(仕事の管理)を着実に実施し、それを「前任者の足跡」として残すものである。

本市における業務マネジメントの取り組みは、平成 17 年度からの行政情報化整備事業による包括的アウトソーシングの取り組みにあわせて、はじめは「業務マニュアルシステム」としてスタートし、平成 21 年度からは「業務マネジメントシステム」として整備を進めている。

9 市民サービスステーション

市民サービスステーション整備事業は、行政情報化整備事業の取り組みと連動して、多くの来庁者を迎える市役所本庁舎 1 階の窓口を「市民サービスステーション」と位置付け、市民にとって「やさしい・わかりやすい・はやい」窓口の実現をめざして、市民サービス・市民満足度の向上を図ることを目的とするものである。

平成 18 年度に市民課事務室及びその周辺を「証明のひろば」として位置付け、見やすくわかりやすい案内表示等のレイアウトの刷新、住民票等の自動交付機の設置、フロアマネージャー（記載指導員）の配置などを行った。平成 21 年度には、さらに「福祉のひろば」、「子育てのひろば」、「介護のひろば」を整備し、レイアウトの刷新、文書保管庫の整備、来庁者のプライバシーを守るための相談室の充実等を行った。

10 指定管理者制度

地方公共団体が設置する公の施設管理は、従来出資法人等にしか委託できなかったが、公共サービスの民間開放を進める観点から、平成 15 年に地方自治法が改正され、地方公共団体が指定する「指定管理者」に管理を代行させることができるようになった。指定管理者には特段の限定はなく、株式会社等の民間事業者も指定することができる。

本市では、平成 22 年度で 80 施設中、計 13 施設に指定管理者制度を導入している。

11 宜野湾市定員適正化計画（平成 17 年 11 月策定）

総務省の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成 17 年 3 月）において、各自治体に 4.6%以上の定員削減や集中改革プランの策定等が要請されたことを受けて、本市では、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間で計 35 名（ 5%）の職員を減員し、平成 17 年度定員 707 名を平成 22 年 4 月 1 日現在で 672 名とする内容の計画を策定した。

進捗状況としては、平成 22 年度で計 27 名（ 3.8%） 680 名までの減員実績であるが、総務省の「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成 18 年 8 月）において、5 年間で国家公務員の定員純減（ 5.7%）と同程度の純減を図り、定員純減を平成 23 年度まで継続すること等が示されたことを受けて、引き続き定員適正化を行い、最終的には計 42 名（ 5.9%） 665 名まで削減する予定である。

12 行財政改革推進本部会議

本市では、宜野湾市行財政改革推進本部設置要綱において、宜野湾市行財政改革推進本部が置かれている。本部長は市長、副本部長は副市長であり、各本部員は、市長部局の各部長・会計管理者・教育長・教育部長・指導部長・水道局長・消防長及び議会事務局長をもって充てている。

本部会議では、行財政改革大綱の策定に関することをはじめ、組織・機構の見直し等、本市の行財政改革に係る重要事項を審議する。

13 行財政改革委員会

宜野湾市行財政改革委員会は、宜野湾市附属機関設置条例に基づいて設置され、宜野湾市行財政改革委員会規則において、その組織・運営等が規定される附属機関である。委員会の委員は、外部の有識者・市内各種団体・民間事業者等から市長の委嘱によって任命され、市長からの諮問を受けて、本市の行財政改革について審議し、市長への答申を行う。

14 普通会計

普通会計は、地方財政の統計上、全国統一的に用いられる会計区分であり、地方公共団体間の財政比較や水準等の把握が可能となる。地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計で構成されるが、個々の団体で各会計の範囲が異なっているため、普通会計という全国統一的な会計区分が必要となる。

15 扶助費を含む民生費

扶助費とは、社会保障制度の一環として、地方公共団体が生活保護法・児童福祉法・老人福祉法等に基づき、被扶助者の生活を維持するために支出される経費であり、歳出予算に係る節の区分中「20 扶助費」から支出される経費をいう。(地方自治法施行規則第15条2項)

地方公共団体の歳出科目である「款・項・目・節」の内、民生費は3款となっており、1項「社会福祉費」、2項「児童福祉費」、3項「生活保護費」、4項「災害救助費」で構成されている。(地方自治法施行規則第15条1項)

16 経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する比率。人件費・扶助費・公債費等の義務的経費に、地方税・地方交付税・地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかをみる指標である。この比率が低いほど、普通建設事業費等の経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造に弾力性があることを示す。

17 パブリック・コメント制度

市が基本的な政策・計画等の策定を行う場合、事前にその案を公表して市民からの意見を募集し、最終的な意思決定を行う一連の行為・手続きをいう。

18 総合評価方式

総合評価方式とは、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格だけではなく、それ以外の技術的要素を含めて、総合的に最も優れた申込者を落札者とする方式である。